

規程第32号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会顕彰規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあった者、社会福祉活動が優秀な団体及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な者に対して、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長がこれを顕彰し、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 会長が表彰する者は、次の各号に定める者とする。

- （1）社会福祉活動の各般にわたり、多大な功労のあった個人及び団体
- （2）その他、会長が特に必要と認めた者

（感謝の対象）

第3条 会長が感謝の意を表す者は、次の各号に定める者とする。

- （1）社会福祉活動の各般にわたり、積極的に協力援助し、その功績顕著な個人及び団体
- （2）社会福祉のため多額の金銭又は物品を寄付した者
  - ア 個人 5万円以上
  - イ 団体 20万円以上

（顕彰の方法）

第4条 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによってこれを行う。

（顕彰の時期）

第5条 顕彰は、社会福祉関係事業、大会等において年1回行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、随時これを行うことができる。

（顕彰者の決定）

第6条 顕彰者の決定は、本会理事会の同意を得て会長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、感謝の意を表す場合は、会長において決定することができる。

（適用除外）

第7条 会長が顕彰する者のうち、次に該当する者は除外するものとする。

（1）過去において、会長の顕彰を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に規定する顕彰は除外しない。

（委任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。